

2022年から

# 成年年齢引下げで **18歳** から成人です。

## 契約は慎重にしましょう！

民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。何が変わるのか、私たちの暮らしにどのような影響がもたらされるのか、今から心構えをしておきましょう。

### ★成年に達すると何が変わる？

親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

- 【例】○携帯電話を契約する      ○一人暮らしの部屋を借りる  
○クレジットカードを作る      ○商品購入の際ローンが組める 等々  
一方で、飲酒や喫煙、競馬・競輪などはこれまでと同様、20歳にならないとできません。

### ★成年に達して一人で契約する際に注意することは？

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、**未成年者取消権**は行使できなくなります。

#### 未成年者 取消権とは？

未成年者の契約の場合、原則として法定代理人の同意が必要です。未成年者が法定代理人の同意を得ないで契約した場合には、民法の「未成年者取消権」によって法定代理人もしくは未成年者自身が、契約を取消することができます。

未成年者取消しをすると、契約は最初から無効となります。

#### 【未成年者契約が取消せない場合】

- 法定代理人が同意をしている場合
- 小遣いのように法定代理人が処分を許した財産を使う場合
- 詐術（偽り）を用いた場合
- 法定代理人が未成年者に営業の許可をした場合
- 婚姻している場合
- 追認した場合（成年になってから購入した商品を受取ったり、代金を支払ったりすると取消しができません。）



契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要か検討する力を身につけておくことが重要です。

#### ■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

☎ 029 - 225 - 6445

常陸大宮市消費生活センター

☎ 0295 - 52 - 2185（直通）（本庁商工観光課内）

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。